

別記5 保安距離

保安距離一覧

保安物件	保安距離
住居の用に供するもの（製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）	10m以上
学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設で総務省令で定めるもの	30m以上
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物	50m以上
高圧ガスその他災害を発生させるおそれのある物を貯蔵し、又は取り扱う施設で総務省令で定めるもの	20m以上
使用電圧が7000Vをこえ35000V以下の特別高圧架空電線	水平距離 3m以上
使用電圧が35000Vをこえる特別高圧架空電線	水平距離 5m以上

- 1 政令第9条第1項第1号イに規定する建築物等については、次によること。
 - (1) 住居（生活の本拠）の用に供するものは、次によること。
 - ア 専用住宅
 - イ 共同住宅（住込みの管理人室等を含む。）
 - ウ 店舗併用住宅及び作業所併用住宅（いずれも全体が1の保安物件となる。）
 - エ 違法建築物の住居
 - オ その他の工作物で、台船、廃バス等を住居に供しているもので、門、塀等は含まれない。
 - (2) 住居（生活の本拠）の用に供さないものは、次によること。
 - ア 宿直室（宿直員の自炊のための厨房、火気器具等を常備するものを含む。）
（S37.4.6 自消丙予発第44号質疑）
 - イ 住宅敷地内倉庫（S37.4.6 自消丙予発第44号質疑）
- 2 危政令第9条第1項第1号ロに規定する施設等については、次によること。
 - (1) 学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設は、直接その用途に供する建築物で、次によること。
 - ア 学校の場合は、教室のほか、体育館、講堂等
 - イ 病院（20人以上の患者の入院施設を有するもの。）の場合は、病室のほか、リハビリセンター、手術室、診療室等
 - ウ 事務所、倉庫、立体駐車場、食堂等の主たる用途部分に機能的に従属するとみなされる建築物は含まない。
 - (2) 製造所等と学校との保安距離は、敷地境界線からでなく児童、生徒等を収容する建築物等自体から測定する。（S37.4.6 自消丙予発第44号質疑）
 - (3) 危省令第11条第3号に規定するその他これらに類する施設は、観覧場及び集会場とする。（★）
 - (4) 百貨店は、学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設に該当しない。
（S51.9.22 消防危第56号質疑）
- 3 危政令第9条第1項第1号ニに規定する施設等については、次によること。

- (1) 製造所等と高圧ガス施設との保安距離については、敷地の内外にかかわらず、原則として所要の距離を必要とする。

ただし、高圧ガス施設と製造所等とが不可分の工程にある場合、又は危険物及び高圧ガスの種類、周囲の地形、取扱いの実態等の状況から判断して、危政令第23条を適用し、所要の距離をとらないことができる。(S37.4.6 自消丙予発第44号質疑、S38.10.3 自消丙予発第62号質疑)

- (2) 製造所及び一般取扱所と高圧ガス施設との保安距離については、次に掲げる例のように、当該施設との位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合には、危政令第23条を適用して緩和することができる。(H13.3.29 消防危第40号通知)

ア (ア)及び(イ)に適合している場合

(ア) 主な工程が連続していること。

(イ) 施設間に、延焼を防止できる耐火構造の壁又は隔壁があること。なお、新たに隔壁を設置(保有空地内への設置は認められないこと。)する場合においては、既設の消火設備で有効に包含できなくなる部分が生じないようにする必要があること。

イ 高圧ガス施設が保安目的のみの高圧ガス(不活性ガス)施設で、保安距離を保たなければならない製造所又は一般取扱所の専用施設である場合。

- (3) 製造所等と高圧ガス施設との距離は、製造所等が保安対象物件に対して保たなければならないものであり、高圧ガス施設が製造所等に対して保有すべきものではない。(S41.2.12 自消丙予発第24号質疑)

- (4) 栈橋に設置された製造所等(移送取扱所を除く。)及び高圧ガス施設については、その形態が配管による船舶に係る荷役施設であり、かつ、危険物の荷役と高圧ガスの荷役が同時に行われなない場合は、危政令第23条を適用し、維持管理上必要な距離として差し支えない。(S57.3.31 消防危第43号質疑)

- (5) 危省令第12条第1号及び告示第32条第2号に規定する移動式製造設備が常置される施設とは、いわゆる高圧ガスのバルクローリーのように移動式製造設備及び高圧ガスを運搬するための容器の双方を固定した車両が常置される車庫等を指すものであること。

なお、危省令第12条第2号及び告示第32条第2号に規定する貯蔵所において、高圧ガスの製造のための設備が移動式製造設備である高圧ガスの製造のための施設により高圧ガスの貯蔵がなされる場合には、当該貯蔵所から当該各規定に定める距離を保つ必要があること。(H10.3.4 消防危第19号通知)

- (6) 危政令第9条第1項第1号ニに該当しない高圧ガス施設と製造所等とが隣接して設置されようとするときは、取り扱われる危険物に応じて、できる限り距離をとり、又は危政令第10条第3項第4号の「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」の壁(以下「障壁」という。)を設けるよう指導すること。

4 特別高圧架空電線については、次によること。

- (1) 既設の製造所等の上空へ政令第9条第1項第1号ホ及びへに規定する特別高圧架空電線を設置することについて、当該製造所等周囲に保護措置を講ずることとしても保安距離の特例は認められない。

(S53.4.13 消防危第48号質疑)

- (2) 特別高圧架空電線に係る保安距離の基点は、当該電線の外側であり、当該電線に設定された地役権等の権利は関係しない。(★)

5 政令第9条第1項第1号ただし書きについては、次によること。

- (1) 一般住宅等に近接して新たに製造所等を設置する場合において、保安距離の短縮として政令第9条第1項ただし書き(防火上有効な塀を設けること。)の規定を適用することは適当でない。

(S39.9.30 自消丙予発第107号質疑)

(2) 製造所等又は政令第9条第1項第1号イからハマまでに掲げる保安対象物件の変更により保安距離が不足する場合の防火上有効な塀は、次によること。(S37.4.6 自消丙予発第44号質疑) (★)

ア 塀は、原則として保有空地の外側に設けること。ただし、耐火構造とする場合はこの限りでない。

イ 製造所等の壁が防火塀を設けた場合と同等以上の効果があると認められる場合は、当該壁をもって塀に替えることができる。この場合、塀は、耐火構造とし開口部は設けないこと。

ウ 塀の高さは、次式により求められる数値とし、2m未滿となる場合は2mとすること。

$$h = H - a(D^2 - d^2)$$

h : 防火塀の地盤面からの高さ

H : 保安対象物件の地盤面からの高さ

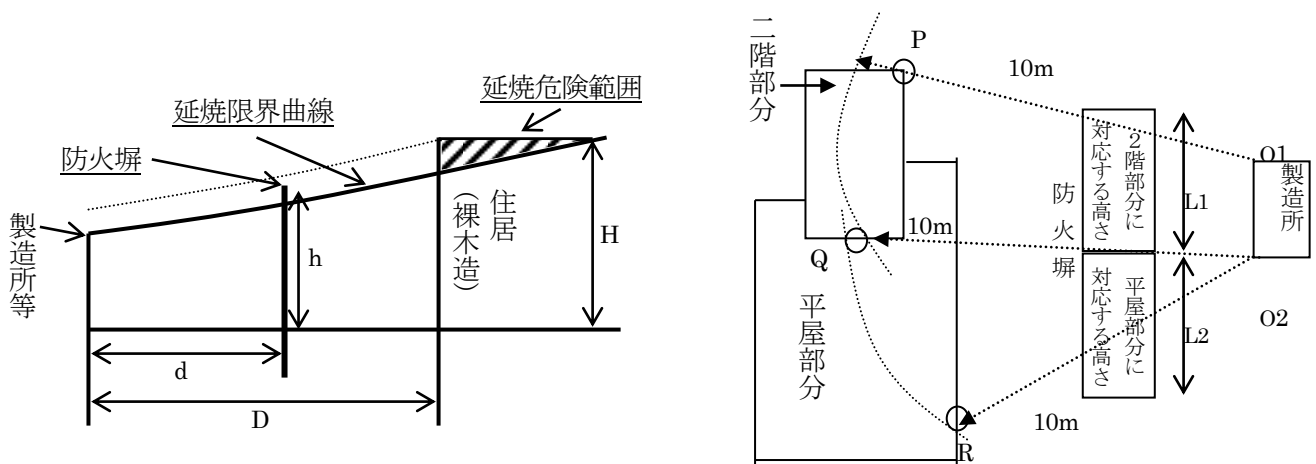
a : 延焼限界曲線の形状係数で次表による

d : 製造所等から防火塀までの距離

D : 製造所等から保安物件までの距離

区 分	a の数値
◎住宅、学校、文化財等の建築物が裸木造のもの	
◎住宅、学校、文化財等の建築物が防火構造又は耐火構造で製造所等に面する部分の開口部に防火戸が設けてないもの	0.04
◎住宅、学校、文化財等の建築物が防火構造で製造所等に面する部分の開口部に防火戸を設けているもの。	
◎住宅、学校、文化材等の建築物が耐火構造で製造所等に面する部分に面する部分の開口部に防火設備を設けているもの	0.15
◎住宅、学校、文化財等の建築物が耐火構造で製造所等に面する部分の開口部に特定防火設備を設けているもの。	∞

(3) 塀の幅は、製造所等の各部分から保安対象物件に向かって保安対象物件に対応する保安距離で円弧を描いた時に、円弧内に入る保安対象物件の各部分が製造所から水平で見通せない範囲までとする。



6 保安距離の起算点等については、次によること。

(1) 保安距離は、水平距離によるものとし、当該距離の起算点は製造所等と保安対象物件との両者の外壁又はこれに相当する工作物の外側相互間の距離をいう。(S37.4.6 自消丙予発第44号質疑)

(2) 外壁面から突出している建築物の屋根又はひさしの長さが1mを越えるものについては、保安対象物件から当該屋根又はひさしの先端まで測定する。(★)